

## 役員等の報酬並びに費用に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第23条並びに評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、この法人の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬並びに費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項に基づき置かれる者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項第3号で定めるものをいう。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

### (報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給するものとする。

- 2 理事長が理事会以外の日において、法人の運営のための業務にあたった場合は、別表第1により報酬を支払うものとする。
- 3 その他の役員等に対しては理事会出席等、必要の都度、定額を支払うものとする。
- 4 評議員には、定款第8条に定める金額の範囲内で、必要の都度、報酬を支給するものとする。
- 5 施設長を兼務する役員及び職員から選ばれた評議員選任・解任委員には報酬を支給しないものとする。

### (報酬の額の決定)

第4条 理事長の報酬は、別表第1「理事長の報酬」のとおりとする。

- 2 理事の報酬は、別表2「理事の報酬」のとおりとする。
- 3 監事の報酬は、別表3「監事の報酬」のとおりとする。
- 4 評議員の報酬は、別表4「評議員の報酬」のとおりとする。
- 5 評議員選任・解任委員の報酬は、別表5「評議員選任・解任委員の報酬」のとおりとする。

### (報酬の支給方法)

第6条 報酬は通貨をもって、必要の都度、速やかに本人に支払うものとする。ただし、役員等が本人名義の金融機関口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給するものとする。

(費用)

第7条 法人運営に関する会議への出席、法人業務に携わった場合の費用は実費で支払うものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決を要するものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年1月30日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、平成21年4月1日施行の「社会福祉法人白寿会役員等報酬及び費用弁償に関する規程」は、平成29年1月29日をもって廃止する。
- 3 ただし、平成29年3月31日までに開催する理事会・評議員会に出席する理事・監事については、理事会・評議員会が同日開催の場合は従前どおり1回とし、10,000円を支給する。

別表第1 理事長の報酬

理事長が法人の経営する諸事業に関し、事業の進行管理等にあたる時、1回50,000円

別表第2 理事の報酬

理事会に出席、または法人の経営する諸事業に関し調査、研究等にあたる時、1人一律10,000円

別表第3 監事の報酬

理事会に出席、または法人の経営する諸事業等に関し調査、研究等にあたる時、1人一律10,000円

法人の経営する諸事業等に関する関係書類の確認等及び指導助言並びに相談にあたる時、1回20,000円

別表第4 評議員の報酬

評議員会に出席のとき、1人一律10,000円

別表5 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会に出席のとき、1人一律10,000円